

電話 ()

電話 042-558-1111(代) 内線 2743

◎ 申請者の方へ

- 1 協議成立の場合、申請者は、管理区域図を作成し、**土地境界図一部及び複写図(土地境界図確認通知書に必要な部数)**を管理課に提出して下さい。

なお、① 立会い完了後、2か月以内に土地境界図の提出がない場合

- ② 現地調査・担当者との打合せ後3か月を経過しても、当課の責に帰さない事由で現地立会い・協議を行うことができない場合等は、「**取下げがあったもの**」又は「**不能・不調案件**」として処理し、当該申請書を申請者に返戻します。

- 2 この申請書の作成にあたっては、別記「あきる野市都市整備部管理課所管の市有土地との土地境界確認・確定の申請に係る提出書類の作成要領等」を参照の上、記載して下さい。